



平戸市監査公表第 173 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 5 年 6 月 7 日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の対象及び監査の期間

平戸市議会事務局 令和 5 年 4 月 21 日（金）

第 2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和 2 年度及び令和 3 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

<参考> 監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

【意見】

1. 政務活動費について

平戸市議会政務活動費に関する申し合わせ事項において、「領収書のただし書きには支出内容、数量、単価等を明確に記載すること。（若しくは、ただし書きにかえて納品書や明細書を添付すること。）」としている。

令和4年度においては、2会派合同による2回の研修会の開催及び先進地視察研修が行われ、提出された政務活動費収支報告書の証拠書類として領収書が添付されていたが、研修会で招聘した講師費用弁償及び視察研修のレンタカー代については、記載されているただし書きの内容では不明瞭であったため、明細を付すことで透明性を確保することが必要と思われる。

また、10月27日と11月14日に研修会が開催されているが、講師謝金と費用弁償にかかる個々の領収書日付が、共に10月27日となっていた。特別な理由がない限り、業務の終了後に支払うことが望ましい。

2. 議会傍聴について

平戸市議会傍聴規則第5条第2項において「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。」としているが、近年、本市を含め子育て世代や障がい者の社会参加が促進されていることから、傍聴の機会を増やしていくための環境整備について検討していただきたい。

また、車椅子利用者については事前申出があれば職員が傍聴席まで移送するとのことから、当該取り扱いについてホームページへの掲載などにより、市民への周知を図らるたい。

3. 議員の被服貸与について

平戸市議会議員被服貸与規定第5条において、「貸与中に議員が離職したときは、貸与品を返納しなければならない。ただし、議長が特に返納することを要しないと認めたときは、この限りではない。」と規定している。返納を要しない場合においては、その理由を付して決裁を受けることが望ましい。